

前橋市政治倫理審査会運営要領

平成 22 年 4 月 1 日前橋市政治倫理審査会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、前橋市長等政治倫理条例施行規則（平成 22 年前橋市規則第 36 号）第 14 条ただし書の規定に基づき前橋市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の原則)

第 2 条 審査会は、前橋市長等政治倫理条例（平成 21 年前橋市条例第 35 号）第 5 条第 2 項の規定により市長から調査審議の付託を受けたときは、速やかに調査審議を行い、報告するよう努めるものとする。

(会議録の作成)

第 3 条 審査会の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員（以下「出席委員」という。）の承認を得て、会長及び会長が指定する出席委員 1 人が署名する。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。